

# 公益財団法人 日本骨髄バンク 国際委員会規則

制 定 平成 26 年 3 月 20 日  
第 1 次改正 平成 26 年 6 月 9 日

## (目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人日本骨髄バンク委員会規程（以下「委員会規程」という。）第 16 条に基づき、国際委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

## (所掌業務)

第 2 条 本委員会は、非血縁者間造血幹細胞移植における海外の骨髄・臍帯血バンクとの連携について、理事会の諮問を受けて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際協力に関する基本的事項
- (2) 海外骨髄バンク事業との連携、連絡調整に関する事項
- (3) 患者負担金に関する事項
- (4) 国際協力に係る移植施設、採取施設等の審査に関する事項
- (5) 海外骨髄バンク事業の調査研究に関する事項
- (6) その他非血縁者間造血幹細胞移植医療に関する事項

## (組 織)

第 3 条 本委員会は、5 人以上 10 人以内の委員をもって組織し、理事会が選任する。

## (委員長等)

第 4 条 本委員会に委員長をおき、委員長は理事会が指名する。

- 2 委員長は、会務を整理し、本委員会の議長を務める。
- 3 本委員会に副委員長をおき、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

## (規則の変更)

第 5 条 この規則は、理事長の承認を得て変更することができる。

## (細 則)

第 6 条 本規則に定めるものの他、本委員会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

## (準 用)

第 7 条 委員会規程第 3 条第 2 項の規定に基づき設置する部会等の運営に当たっては、同規程第 9 条から第 12 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会等」と、「委員長」とあるのは「部会等の長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 本委員会の事務は新規事業部において行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。